

参 考 资 料

鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、中心市街地の整備改善及び商業の活性化に関し、施策及び事業の基本的方向を示し、関係する事業相互の調整を図るため、鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 基本計画の区域設定に関すること。
- (2) 基本計画の基本方針に関すること。
- (3) 中心市街地の総合的、一体的な整備及びまちづくり事業を推進するための事業の整理、具体的方策の検討に関すること。
- (4) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国及び千葉県の職員で産業を所管する者
- (3) 商業関係者
- (4) 市民代表
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。



(部会)

第6条 委員会は、その事務を分掌させる必要があるときは、部会を設置することができる。

2 部会の委員は、委員長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部産業振興課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

策定委員会構成員（第3条関係）

	選出委員		所 属	氏 名
1	1号委員	学識経験者	元（社）日本土地区画整理協会専務理事	中野三男
2	2号委員	行政（県）	千葉県商工労働部経済支援課	水澤千秋
3	3号委員	商業関係者	鎌ヶ谷市商工会	佐々木武二郎
4			鎌ヶ谷市商店会連合会	高瀬和則
5			東武鎌ヶ谷駅前商店街振興組合	秋元信吾
6			鎌ヶ谷市中央商店会	高橋忠
7			すずらん通り商店会	渡辺禎策
8			鎌小通り商店会	永瀬弥生
9	4号委員	市民代表	鎌ヶ谷市消費生活モニター	門馬貞子
10			鎌ヶ谷市消費生活モニター	竹内春美
11			鎌ヶ谷市市政モニター	石田慶裕
12			鎌ヶ谷市市政モニター	根岸孝子
13			鎌ヶ谷駅前自治会	鈴木健之
14			富岡自治会	藪真智子
15			南初富自治会	笹川種夫
16			NPO法人KAO（カオ）の会	下田祥裕
17	5号委員	行政（市）	鎌ヶ谷市総務部長	石井昇
18			鎌ヶ谷市都市部長	長田成兒

鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画策定庁内調整会議設置規程

(設置)

第1条 鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、中心市街地の整備改善及び商業の活性化に関し、施策及び事業の基本的方向を示し、関係する事業相互の調整を図るため、鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内調整会議の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 中心市街地活性化基本計画の区域設定に関すること。
- (2) 中心市街地活性化基本計画の基本方針に関すること。
- (3) 中心市街地の総合的、一体的な整備及びまちづくり事業を推進するための事業の整理、具体的方策の検討に関すること。
- (4) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内調整会議の委員は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 庁内調整会議の委員長は、市民部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 庁内調整会議の副委員長は、市民部産業振興課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内調整会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長になる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 庁内調整会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 庁内調整会議の庶務は、市民部産業振興課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、庁内調整会議に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成14年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

庁内調整会議構成委員

1	委員長		市民部次長
2	副委員長	市民部	産業振興課長
3	委員		環境保全課長
4	〃	市長公室	企画課長
5	〃	土木部	工務課長
6	〃	都市部	都市計画課長
7	〃		まちづくり課長
8	〃		街路課長
9	〃		みどりのふれあい室長
10	〃	総務部	財政課長

鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画策定庁内調整会議設置規程

(設置)

第1条 鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画の策定に関する事業の相互調整及び中心市街地の市街地整備事業の推進に当たり、庁内調整を図るため、鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内調整会議の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 中心市街地の総合的かつ一体的な整備及びまちづくり事業を推進するための事業の調整に関すること。
- (2) その他中心市街地の総合的かつ一体的な整備及びまちづくり事業を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内調整会議の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市民部次長
- (2) 市長公室企画課長
- (3) 総務部財政課長
- (4) 市民部環境保全課長
- (5) 土木部工務課長
- (6) 土木部下水道建設課長
- (7) 都市部都市計画課長
- (8) 都市部みどりのふれあい室長
- (9) 都市部都市整備課長
- (10) 都市部街路課長

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内調整会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、庁内調整会議を統括し、副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 委員長には、市民部次長の職にある者をもってこれに充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 庁内調整会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(協力体制)

第6条 庁内調整会議は、必要に応じて各所属の長に対して、資料の提供及びその他必要な協力を求めることができる。

2 各所属の長は、庁内調整会議の運営に積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第7条 庁内調整会議の庶務は、市民部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、庁内調整会議に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。



『用語解説』

【ア行】

アクセスステーション 交通などの利便性の高い活動拠点

I T [information technology] 情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

インフォメーション 受付、案内所

インフラ インフラストラクチャーの略
生産や生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。

【カ行】

吸引率 商圏内の他市町村から自市町村に買物に来る割合
他市町村の居住人口に占める、自市町村に他市町村から買物に来る人数の割合
「出向比率(買物出向比率)」を買物に来てもらう地域の側から言い直したもの
・吸引率＝出向比率(買物出向比率)

コンセンサス 意見の一致。合意。共感。「国民の一を得る」「ナショナルー」

【サ行】

サイン 看板、標識。

サブネットワーク 補完的なつながり。

地元購買率 居住する市町村で買物をする割合
地元購買率＝(地元購買人口／居住人口)×100(%)

【地元購買人口】

居住する市町村で買物をする人

- ・地元購買人口＝居住人口－流出口
- ・地元購買人口＝居住人口×地元購買率

商業吸引率	<p>自市町村へ吸引している人数の自市町村居住人口に占める割合</p> <p>・商業吸引率＝(流入人口／地元居住人口)×100(%)</p>
商業流出率	<p>他市町村へ吸引されている人数の自市町村居住人口に占める割合</p> <p>・商業流出率＝(流出人口／地元居住人口)×100(%)</p>
スクラップ a n d ビルド	工場設備や組織などで採算や効率の悪い部門を整理し、新たな部門を設けること。
ストリートファニチャー	歩道など道路上に設置するベンチやオブジェなどのこと
スプロール化	市街地が開発により無秩序に広がっていく現象。
スポット	場所。地点。
ソフト（事業）	構造物など施設をつくるハード事業の対義語でイベントや組織づくりなどの事業を指す。
【タ行】	
第3セクター	<p>[公企業、民間企業をそれぞれ第一・第二セクターと呼ぶことから]</p> <p>国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。地域開発・交通その他の分野で設立され、本来、国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。</p>
ターミナル	終点の意。鉄道やバスなどの起点・終点にあたる所。「バスー」「一ステーション」
チャレンジショップ	空き店舗などを貸出して新たに商売を始めようとする人たちを支援する施策。
TMO	街づくり会社の意味で、街づくりに関する様々な活動を横断的にマネージ（運営・管理）する組織。Town Management Organization の略。
テナントミックス	業種・業態の適正配置を行い、商業集積の魅力を高めること。



【ナ行】

ノーマライゼーション 常態化の意。高齢者も若者も、障害者も健常者も、すべての人が通常的生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。

【ハ行】

ハード（事業） 構造物などの施設をつくる事業を指し、市街地の整備改善を行う事業を指す。

パイロット事業 水先人。ここでは先行的に進める事業を指す。

パティオ スペイン建築の中庭のこと。ここでは中庭を取り囲むように配置された商業施設または商業集積を指す。

ファサード フランス語で建築物の正面のことをいい、人間にたとえると「顔」にあたる。建築物においても、デザイン面で重要な役割をもっている部分である。

プロジェクト 事業。研究や開発の計画。企画。「商品開発」

プロデュース 企画や調整を統括的に行うこと。

プロムナード 散歩道。遊歩道。

ベッドタウン 大都市に働く人々が夜になると寝るために帰ってくるころから。大都市周辺の住宅地域。住宅衛星都市。

ポケットパーク 街の一角などに設けられる小公園。

ポテンシャル 可能性としてもっている能力。潜在的な力。

【マ行】

メインネットワーク 主要な、あるいは中心的なつながり。

モータリゼーション 自動車が生計必需品として普及する現象。自動車の大衆化。